

議案第 6 8 号

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 2 年 8 月 2 6 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
の一部を改正する省令の施行に伴い、連携施設の確保に関する基準及び居  
宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する基準が改められたた  
め、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

北名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年北名古屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項  
に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに  
該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の2号を加  
える。

- (1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家  
庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的  
に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了  
に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な  
教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施  
設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除  
く。）。

第6条第5項中「前項」の次に「（第2号に該当する場合に限る。）」  
を加える。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身  
体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育す  
ることが困難な場合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。